

真の人的労働の場を

斎藤縣三（共同連 わっぱの会代表）

私たちは、障害のある人たちが、そうでない人たちと共に働く「共働事業所」をひろげています。

協同組合という呼称は使っていませんが、私たちの運動は、作りかた、運営の仕方、働き方、まさに、労協やワーコレのみなさんと共通する部分があるし、イタリアの社会的協同組合と、まったく考え方が同じだと思っています。

障害者自立支援法が施行されますが、障害のある人を主体ではなく対象とみており、就労はいい加減に扱われ、負担だけが課され、もらえていたお金は大幅に切り下げられるという法律です。

滋賀県は県単独で「社会的事業所制度」を打ち出しました。障害のある者も雇用労働者と同等の権限をもって働ける場として、就労を支えていく制度で、札幌市も似た制度をつくろうとしています。自治体の中から新しい動きをつくりあげ、政府に自立支援法の改正を迫っていかねばならないと思います。

しかし、いくら法を改正しても、福祉という枠の中に、障がい者を閉じ込める発想ではだめです。イタリアの社会的協同組合のように、社会の中で、障害のある人もない人も共に働くという労働形態をどう実現するか。

それには、協同労働という観点で障がい者

が労働参加できる法律をつくる方に希望を見いだしていきたいと強く思います。

私は障害者職業訓練校の校長もしています。いろい

ろな企業が障害のある人を受け止めるようにしなければ働く場はひろがらないからです。しかし大企業では能力で明確な線が引かれ、人間性が破壊されかねない過酷な労働環境があります。それを正すのも協同労働だし、障害のある人が安心して働ける労働こそ真の人的労働だ、とも思っています。

そういう新しい関係性のなかに協同労働の未来がひらかれていけばいいなと、考えています。

